

福祉サービス第三者評価
評価結果報告書
令和5年度

社会福祉法人 横浜クレッシユ
平沼保育園

株式会社フィールズ

かながわ福祉サービス第三者評価推進機構 認証第6号

目次

サービス第三者評価結果報告書

◆福祉サービス第三者評価結果の概要

- ① 評価機関
- ② 施設・事業所情報
- ③ 理念・基本方針
- ④ 施設・事業所の特徴的な取組
- ⑤ 第三者評価受審状況
- ⑥ 総評
- ⑦ 第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント
- ⑧ 第三者評価結果

◆第三者評価結果(共通評価)(別紙1A)

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

- I-1 理念・基本方針
- I-2 経営状況の把握
- I-3 事業計画の策定
- I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

- Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ
- Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成
- Ⅱ-3 運営の透明性の確保
- Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの提供

- Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス
- Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

◆第三者評価結果(内容評価)(別紙2A)

A-1 保育内容

- A-1-(1) 全体的な計画の作成
- A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開
- A-1-(3) 健康管理
- A-1-(4) 食事

A-2 子育て支援

- A-2-(1) 家庭との緊密な連携

A-3 保育の質の向上

- A-3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)

福祉サービス第三者評価結果の概要

①第三者評価機関名

株式会社フィールズ

②施設・事業所情報

名称:	平沼保育園
種別:	認可保育所
事業所代表者氏名:	山口 博子
定員(利用人数):	60名(利用人数:66名)
所在地:	〒220-0055 横浜市西区浜松町13-6
TEL/FAX:	TEL:045-232-8744 / FAX:045-232-8745
ホームページ:	http://www.hiranumahoikuen.com/
開設年月日:	2006年4月1日
経営法人・設置主体:	社会福祉法人 横浜クレッシェ

職員数	常勤/非常勤	常勤:17名	非常勤:10名
	専門職員(名称)	園長:1名	主任:1名 保育士:17名
		栄養士:1名	調理員:3名 保育補助:3名
		事務員:1名	

施設状況

保育室: 6室	トイレ: 4ヶ所	職員休憩室・医務室: 1室
調理室:1ヶ所	事務室: 1ヶ所	ランチルーム: 1室
園庭:有		

③理念・基本方針

【保育理念】明日も行きたくなる保育園
 【保育目標】自分らしく生きていける子を育む
 【保育方針】
 ☆健康、安全で情緒の安定した生活ができる環境を用意し、健全な心身の発達を図ります
 ☆集団の中で信頼感、協調性、忍耐力、自立心を養い明るく素直で思いやりのある豊かな心を育てます。
 ☆季節を通じて、身近な自然や行事、地域の関わりを持ちながら好奇心や知識を蓄え、やる気を大切に、感性を育てます。
 ☆のびのびとした環境の中で、個性を伸ばし、個々の発達に沿った保育を心がけます。
 ☆お友達や安心できる人と一緒に楽しく食べることの喜びや良い食の習慣を身につけ、年齢にあった身体的発達、精神的発達を考えながら食を通じて健康に育てます。

④施設・事業所の特徴的な取組

「明日も行きたくなる保育園」をめざして

都会の保育園ですが、駐車スペース(3台分)があることで保護者が送迎しやすく、広くて明るいランチルールや園庭があり、毎日子どもたちが楽しく遊んでいます。

【生理的欲求をかなえて】乳児クラスはゆったりした雰囲気の中生理的欲求を満たす中で、人の温かさを感じられ心身が安定するように子どもたちと向き合っています。

【コミュニケーションを活発に】少人数であるメリットをいかして、子どもたちが自分の気持ちを伝えられるようになるため、会話を大切にしています。それぞれの子どもたちの性質や特徴を捉え、職員間でもよく話し合い情報共有し、その子に合わせた会話の仕方を工夫しています。

また、脳と体の機能を高めて楽しみながら自分の体を上手に使いこなせるよう、体操教室、音楽リズム、英語教室、書き方教室も行っています。

丈夫な体作りのため『おいしい給食』になるよう食育活動も盛んに行っています。

契約日:令和5年10月5日

訪問調査日:令和6年1月31日

評価結果確定日:令和6年4月4日

受審回数(前回の時期)

2回(前回:2017年度)

⑥総評

◇特長や今後期待される点

1)様々な体験を通して子どもの感性を育てています

園では七夕、クリスマス、節分などの行事のほかに、運動会やお楽しみ会などで子ども達が主体的に関わりをもち、皆で一緒に作り上げる達成感を味わっています。毎月の全体の朝の会やお誕生会では前に出て自分の得意な事を発表することで、人前で話せる力をつけていきます。専門の外部講師による月1回の音楽リズムでは木琴、太鼓、ティンパニーなどの楽器に触れることが出来ます。月2回の体操教室では跳び箱や鉄棒などが出来るようになり、英語教室や書き方教室では小学校入学への見通しが持て、自信へと繋がっています。様々な体験を通して子どもの感性や力を育てています。

2)保育理念の実現に向けた活動を実践しています

雨天や真夏の時期を除き、午前中は近隣にある公園へ散歩に行っています。市街地に立地した園ですが、近くには自然豊かな公園が多く、散歩コースに恵まれています。のびのびとした環境の中で個性を伸ばし、個々の発達に沿った保育を心がけています。子ども達が主体的に行動できるように促し、出来る事が一つずつ増えていくように職員は援助しています。保育理念である「明日も行きたくなる保育園」を目指しています。

3)ワーク・ライフ・バランスに優れた環境づくり

職員は毎年、理事長・園長・主任と面談をしています。面談は、職員自身の振り返りとなっています。園では有給休暇の取得促進や、時間外勤務の削減、子育て世代の職員の事情も汲み取り、働きやすい環境づくりに努めています。ワーク・ライフ・バランスに配慮して、人材の定着率向上や保育内容の充実に繋がっています。

4)職員の育成に向けた仕組み作りが期待されます

園では経験ある職員が多いため、クラスを担当を中心として保育内容の計画・実践がされており、統一した保育マニュアルに沿っての保育は行われていません。職員一人ひとりの研修計画の作成がなく、職員に必要とされる専門技術や専門資格の明示が十分出来ていません。今後は、職員一人ひとりの研修受講履歴を把握し、必要とされる専門技術や専門資格を明示し、達成度と取組状況を評価する仕組み作りが期待されます。

5)地域ニーズ把握による地域貢献への取組が期待されます

新型コロナ禍で地域との交流が困難な状況が続き、昨年の園の振り返りでは地域との交流が課題となっていました。今後、地域住民と子どもとの交流の機会を定期的に設けるなどの取組が期待されます。民生・児童委員や自治会長、児童クラブ等との連携をすすめ、運営委員会の開催や、地域の母子に対する定例的な育児相談会などの実施により、地域の具体的な福祉ニーズを把握し、それに基づく貢献が期待されます。

⑦第三者評価結果 に対する施設・事業所のコメント

第三者評価の受審は今回で3回目です。
職員全員で自己評価に取り組むことで話し合うきっかけとなり、新たな気づきを得られたり共通理解を図ることができ、とても良い機会となりました。
訪問調査のヒアリングでは様々な観点から聞き取りを進めてくださり、日頃のこまやかな保育に対して高い評価をいただきました。指摘を受けた事項については今後改善を進めていき、よりよい保育の実践に努めていきたいと思えます。
保護者の皆様にはお忙しい中アンケート調査にご理解ご協力いただきましてありがとうございました。いただきました貴重なご意見は今後の保育・運営に反映していきたいと思えます。

⑧第三者評価結果

(別紙1A)「第三者評価結果(共通評価基準)」、(別紙2A)「第三者評価結果(内容評価基準)」のとおり報告します。

公表については、かながわ福祉サービス第三者評価推進機構が定める既定様式で公表します。

(別紙2A)

第三者評価結果（内容評価基準）

A-1 保育内容

A-1-(1) 全体的な計画の作成

第三者評価結果

A1	A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。	a
----	---	---

【判断基準】

- a) 全体的な計画は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じ作成している。
- b) 全体的な計画は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じ作成しているが、十分ではない。
- c) 全体的な計画は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じ作成していない。
- ア 全体的な計画は、児童憲章、児童の権利に関する条約、児童福祉法、保育所保育指針などの趣旨をとらえて作成している。
- イ 全体的な計画は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づいて作成している。
- ウ 全体的な計画は、子どもの発達過程、子どもと家庭の状況や保育時間、地域の実態などを考慮して作成している。
- エ 全体的な計画は、保育に関わる職員が参画して作成している。
- オ 全体的な計画は、定期的に評価を行い、次の作成に生かしている。

<コメント>

全体的な計画は児童憲章・児童福祉法に基づき、法人の保育理念である「明日も行きたくなる保育園」保育目標の「自分らしく生きていける子を育む」などを掲げ、子どもの健全な心身の発達を図る事を目的として作成されています。年度末に全職員で振り返りを行い、次年度の全体的な計画は、あらかじめ主任が原案となる計画を作成します。各職員はそれを基にクラスや部署で話し合いを行って作成していきます。作成された計画をさらに職員会議で見直しや修正を行い、最終的に計画が作成されていきます。計画には子どもの発達過程、家庭の状況や長時間保育、地域や小学校との連携まで考慮しています。

A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開

第三者評価結果

A2	A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	b
----	--	---

【判断基準】

- a) 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。
- b) 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備しているが、十分ではない。
- c) 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備していない。

- ア 室内の温度、湿度、換気、採光、音などの環境は、常に適切な状態に保持している。
- イ 保育所内外の設備・用具や寝具の衛生管理に努めている。
- ウ 家具や遊具の素材・配置等の工夫をしている。
- エ 一人ひとりの子どもが、くつろいだり、落ち着ける場所がある。
- オ 食事や睡眠のための心地よい生活空間が確保されている。
- カ 手洗い場・トイレは、明るく清潔で、子どもが利用しやすい設備を整え、安全への工夫がされている。

<コメント>

各部屋に空気清浄機と扇風機の設置があり、24時間換気扇を回して常に室内の換気に注意を払っています。「安全チェック表」を基に毎日室内の環境整備が行われています。子どもが使用する寝具は一人ひとりが専用のもを使用し、3ヶ月ごとに専門業者による消毒、乾燥を行っています。シーツは保護者へ依頼して毎週末持ち帰りをしています。玩具や保育室内、トイレは午睡の時間を利用して毎日消毒を行っています。各部屋の柱や家具の角などの危険な場所には安全用クッションシートを取り付け、部屋やテラスの床にはマットを敷きつめて、安全で心地よく過ごせるようにしています。子どもの活動に応じて、可動式の仕切りや家具を利用し、食事や睡眠の場所を分けています。トイレは年齢に合わせて、大きさや高さが考えられています。スペース的に、一人になれる落ち着いた空間の確保は難しい状態です。

第三者評価結果

A3

A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。

a

【判断基準】

- a) 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。
 - b) 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っているが、十分ではない。
 - c) 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っていない。
- ア 子どもの発達と発達過程、家庭環境等から生じる一人ひとりの子どもの個人差を十分に把握し、尊重している。
 - イ 子どもが安心して自分の気持ちを表現できるように配慮し、対応している。
 - ウ 自分を表現する力が十分でない子どもの気持ちをくみとろうとしている。
 - エ 子どもの欲求を受けとめ、子どもの気持ちにそって適切に対応している。
 - オ 子どもに分かりやすい言葉づかいで、おだやかに話している。
 - カ せかす言葉や制止させる言葉を不必要に用いないようにしている。

<コメント>

入園前に個別で入園説明会を実施しています。乳児には一日の生活リズムや発達状況、既往歴などの健康状態を把握する為のアンケートを取っています。子ども一人ひとりの特性や家庭環境を理解した上で、個々の成長にあった支援を行っています。情報は職員会議などで共有され、職員間で共通理解のもとで保育ができるようにしています。連絡ノートや送迎時の保護者とのコミュニケーションから子どもの家庭での様子を把握しています。職員の態度や言葉遣いについても、保護者の理解を得て安心に繋げることが期待されます。「適切な保育」についての資料を職員全員に配布し、クラス内で定期的を確認し、休憩室に掲示する事で、常に目で見確認できる環境です。子どもの心に寄り添う気持ちを心がけ、話す時には語尾に「～かな」と優しい表現を使用するようにしています。

A4	A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	a
----	--	----------

【判断基準】

- a) 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。
- b) 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っているが、十分ではない。
- c) 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っていない。
- ア 一人ひとりの子どもの発達に合わせて、生活に必要な基本的な生活習慣を身につけられるよう配慮している。
 - イ 基本的な生活習慣の習得にあたっては、子どもが自分でやろうとする気持ちを尊重して援助を行っている。
 - ウ 基本的な生活習慣の習得にあたっては、強制することなく、一人ひとりの子どもの主体性を尊重している。
 - エ 一人ひとりの子どもの状態に応じて、活動と休息のバランスが保たれるように工夫している。
 - オ 基本的な生活習慣を身につけることの大切さについて、子どもが理解できるように働きかけている。

<コメント>

基本的な生活習慣の習得は年齢ごとに月間指導計画に目標を設定し、計画に基づいて行われています。手洗いやうがい、歯磨きなどの基本的な習慣はなぜそれが必要かを分かりやすくイラストを使用するなどして説明しています。職員は子ども達の自分でやりたい気持ちを大切に、自分で出来た喜びを感じながら出来る事が一つずつ増えていくような関わりをしています。個別記録により、月齢にあった発達状況であるかを毎月確認しています。幼児クラスでは翌日のスケジュールを絵カードで確認出来るようになっていています。0歳児ではその子どもの状態に合わせて午睡の他に午前中、夕方と眠くなった時には睡眠をとれるように配慮しています。幼児クラスでは活動の合間にこまめな水分補給と休息の時間を設けています。トイレトレーニングは、子ども一人ひとりの排尿の間隔が長くなるのを見極めながら開始するようにしています。

A5	A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	b
----	--	----------

【判断基準】

- a) 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。
- b) 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開しているが、十分ではない。
- c) 子どもが主体的に活動できる環境の整備や、子どもの生活と遊びを豊かにする保育が展開されていない。
- ア 子どもが自主的・自発的に生活と遊びができる環境を整備している。
 - イ 子どもが自発性を発揮できるよう援助している。
 - ウ 遊びの中で、進んで身体を動かすことができるよう援助している。
 - エ 戸外で遊ぶ時間や環境を確保している。
 - オ 生活と遊びを通して、友だちなどと人間関係が育まれるよう援助している。
 - カ 子どもたちが友だちと協同して活動できるよう援助している。

- キ 社会的ルールや態度を身につけていくよう配慮している。
- ク 身近な自然とふれあうことができるよう工夫している。
- ケ 地域の人たちに接する機会、社会体験が得られる機会を設けている。
- コ 様々な表現活動が自由に体験できるよう工夫している。

<コメント>

子ども達が自主的に遊びを広げられるよう、室内に物を出さないようにしています。外部講師による1歳から始める音楽リズムのクラスでは太鼓、木琴、ハンドベル、ティンパニーなどに触れながら音楽の楽しさを学んでいます。3歳から始める体操教室は、鉄棒、跳び箱などを入学前に練習出来る環境にあり、身体を動かして楽しんでいます。天気の良い日は近隣に散歩に出かけ、公園で鬼ごっこやボール遊び、遊具で身体を動かしています。蟻やダンゴ虫を探したり、どんぐりや落ち葉を拾ったりと自然に親しむ機会にもなっています。幼児クラスには廃材、マジック、シールなどが用意され、子ども達が自由な発想で協力しながら物を作り上げていく楽しさを学び、乳児クラスは職員が援助しながら、友だちの真似をしたり同じ遊びをすることで友だちとの関わりを自然に学べるようにしています。コロナ禍で地域の人たちとの関わりをもつことが難しくなっています。

第三者評価結果

A6

A-1-(2)-⑤ 乳児保育（0歳児）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

a

【判断基準】

- a) 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。
- b) 適切な環境を整備し、保育内容や方法に配慮しているが、十分ではない。
- c) 適切な環境、保育の内容や方法に配慮されていない。
 - ア 0歳児が、長時間過ごすことに適した生活と遊び及び環境への工夫がされている。
 - イ 0歳児が、安心して、保育士等と愛着関係(情緒の安定)が持てるよう配慮している。
 - ウ 子どもの表情を大切にし、応答的な関わりをしている。
 - エ 0歳児が、興味と関心を持つことができる生活と遊びへの配慮がされている。
 - オ 0歳児の発達過程に応じて、必要な保育を行っている。
 - カ 0歳児の生活と遊びに配慮し、家庭との連携を密にしている。

<コメント>

保育室の床にクッションシートを敷き、ドアや家具の角には全て安全ガードが取り付けられています。室内の配置はその都度見直し、伝い歩きが出来る様に柵を移動したり、ハイハイがしやすいように空間を広くとるようにしています。日中の活動には可動式のパーテーションで遊びと睡眠の空間を分けています。一日の大半を担当保育者と過ごし、それにより自然に愛着関係が育まれています。動物などの興味をひく絵本を使って発語に繋げるようにしています。保育者と子どもの一対一の関わりを大切に、子どもの表情やしぐさをから気持ちを読み取るようにしています。昼食時には、子ども同士が対面に座ることでお互いの様子を見て食べる意欲を育みます。子どもの発達状況に合わせて、ベッド、クッション、ラックと使い分けています。家庭とは毎日の連絡帳のやり取りや、送迎時の声かけで様子を伝え、連携を密に取る様にしています。

A7	A-1-(2)-⑥ 1歳以上3歳未満児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
----	---	----------

【判断基準】

- a) 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。
- b) 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。
- c) 適切な環境、保育の内容や方法に配慮されていない。
- ア 一人ひとりの子どもの状況に応じ、子どもが自分でしようとする気持ちを尊重している。
 - イ 探索活動が十分に行えるような環境を整備している。
 - ウ 子どもが安心して遊びを中心とした自発的な活動ができるよう、保育士等が関わっている。
 - エ 子どもの自我の育ちを受け止め、保育士等が適切な関わりをしている。
 - オ 保育士等が、友だちとの関わりの中立ちをしている。
 - カ 様々な年齢の子どもや、保育士以外の大人との関わりを図っている。
 - キ 一人ひとりの子どもの状況に応じ、家庭と連携した取組や配慮がされている。

<コメント>

着替え、手洗い、靴を履くなどの身の回りの事を自分でやろうとする気持ちを大切に、保育者は待つ姿勢で見守るようにしています。自分で出来た事への達成感を味わい、成功体験を積めるように援助しています。毎日行く散歩では、季節を感じながら探索活動が出来るよう、子ども達が興味が湧くように声かけをしています。室内では子どもが自発的に自由に遊べるように、玩具を自由に取り出せるように場所の工夫をしています。可動式のパーテーションを利用して、子ども同士が遊びに集中出来るようにしています。子ども同士のトラブルに発展しないように、同じ玩具を数多く用意しています。トラブルに発展した際には様子を見守りながら、友だちと遊ぶ楽しさが伝わるように声をかけています。月1回は全員で朝の会を行い、自分の得意な事を前に出て発表する機会を設けています。音楽リズムで、園以外の大人との関わりを持てる環境を整えています。

A8	A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
----	---	----------

【判断基準】

- a) 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。
- b) 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。
- c) 適切な環境、保育の内容や方法に配慮されていない。
- ア 3歳児の保育に関して、集団の中で安定しながら、遊びを中心とした興味関心のある活動に取り組めるような環境を整え、保育士等が適切に関わっている。
 - イ 4歳児の保育に関して、集団の中で自分の力を発揮しながら、友だちとともに楽しみながら遊びや活動に取り組めるような環境を整え、保育士等が適切に関わっている。
 - ウ 5歳児の保育に関して、集団の中で一人ひとりの子どもの個性が活かされ、友だちと協力して一つのことをやり遂げるといった遊びや活動に取り組めるような環境を整え、保育士等が適切に関わっている。
 - エ 子どもの育ちや取り組んできた協同的な活動等について、保護者や地域・就学先の小学校等に伝える工夫や配慮がされている。

<コメント>

各家庭から提供をしてもらった廃材を利用し、子ども達が自由な発想で物作りが出来る環境を整えています。職員は子どもが興味を持ち始めた玩具を見極めながら、声をかけて遊びに展開出来るようにしています。集団遊びやルールがある遊びなどで、年齢に応じてルールを学べるように職員が考えながら援助しています。4歳児からは自分のタオルを出したり、コップを入れたり、自分の事は自分で出来るように少しずつ学んでいきます。郵便ごっこ遊びとして、手紙を書いてポストに入れる楽しみを経験しています。5歳児は就学に向けての準備が始まり、給食、タオル絞り、挨拶の声かけなどのお当番活動を取り入れています。運動会では2歳児はかけっこ、3歳児はパラバルーン、4、5歳児は組体操で皆で一緒にやる楽しさを経験しています。毎日、玄関に写真付きの一日の様子を掲示し、各クラスの廊下にも写真で活動を紹介しています。就学先の小学校との連携では要録の作成があります。

第三者評価結果

A9

A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

b

【判断基準】

- a) 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。
- b) 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育内容や方法に配慮しているが、十分ではない。
- c) 障害のある子どもが安心して生活できる環境の整備、保育の内容や方法に配慮していない。
- ア 建物・設備など、障害に応じた環境整備に配慮している。
 - イ 障害のある子どもの状況に配慮した個別の指導計画を作成し、クラス等の指導計画と関連づけている。
 - ウ 計画に基づき、子どもの状況と成長に応じた保育を行っている。
 - エ 子ども同士の関わりに配慮し、共に成長できるようにしている。
 - オ 保護者との連携を密にして、保育所での生活に配慮している。
 - カ 必要に応じて、医療機関や専門機関から相談や助言を受けている。
 - キ 職員は、障害のある子どもの保育について研修等により必要は知識や情報を得ている。
 - ク 保育所の保護者に、障害のある子どもの保育に関する適切な情報を伝えるための取組を行っている。

<コメント>

園内は段差が少なく、バリアフリー構造になっています。多機能トイレやエレベーターの設置もあり、環境整備がされています。障害のある子どもの受入れは、個別指導計画を作成し、職員会議で全ての職員が共通認識で保育に当たれるようにしています。他の子どもと分けることなく同じクラスで過ごすことでクラスの指導計画と関連付けを行っています。子ども達には分かりやすく状況を説明しています。保護者には、個別の連絡帳で毎日園での様子を伝え、定期的な面談の場を設けて相談を受けています。職員は障害のある子どもの保育についての研修を受け、報告書を作成し、職員会議などで伝達研修を行います。必要があれば、療育センターや外部施設と連携をとり、助言やアドバイスをもらっています。親からの要望があれば、保育所の他の保護者へ情報を伝えていますが、今後は障害保育について具体的な取組を伝えていきたいと考えています。

第三者評価結果

A10	A-1-(2)-⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
-----	--	----------

【判断基準】

- a) それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。
- b) それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。
- c) それぞれの子どもの在園時間を考慮した保育環境の整備、保育の内容や方法に配慮していない。
- ア 1日の生活を見通して、その連続性に配慮し、子ども主体の計画性をもった取組となっている。
 - イ 家庭的でゆったりと過ごすことができる環境を整えている。
 - ウ 子どもの状況に応じて、おだやかに過ごせるよう配慮している。
 - エ 年齢の異なる子どもと一緒に過ごすことに配慮している。
 - オ 子どもの在園時間や生活リズムに配慮した食事・おやつ等の提供を行っている。
 - カ 子どもの状況について、保育士間の引継ぎを適切に行っている。
 - キ 担当の保育士と保護者との連携が十分にとれるように配慮している。

<コメント>

子どもの在園時間を考慮して、一日の過ごし方を考えています。幼児クラスでは一日のスケジュールを絵カードで掲示して、子どもが自分で見て分かるようにしています。次の活動に移る場合は、すぐに片付けをするのではなく、取り出せる場所に一旦置くことを伝えるなど、子どもの気持ちに配慮しています。可動式パーテーション、マットなどを使用して子どもが落ち着ける環境を整え、穏やかに過ごせるように配慮しています。長時間保育の場合は夕方から合同保育です。補食としておせんべいなどの提供ができます。職員は引き継ぎノートで子どもの状況について伝達漏れのないよう引き継ぎをしています。

第三者評価結果

A11	A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	a
-----	--	----------

【判断基準】

- a) 小学校との連携、就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。
- b) 小学校との連携、就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮しているが、十分ではない。
- c) 小学校との連携や就学を見通した計画、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮をしていない。
- ア 計画の中に小学校との連携や就学に関連する事項が記載され、それに基づいた保育が行われている。
 - イ 子どもが、小学校以降の生活について見通しを持てる機会が設けられている。
 - ウ 保護者が、小学校以降の子ども生活について見通しを持てる機会が設けられている。
 - エ 保育士等と小学校教員との意見交換、合同研修を行うなど、就学に向けた小学校との連携を図っている。
 - オ 施設長の責任のもとに関係する職員が参画し、保育所児童保育要録を作成している。

<コメント>

全体的な計画の小学校との連携では、要録の送付、行事交流、幼保小連絡会議、小学校の施設探検などの記載があります。園では就学に向けて、徐々に午睡を無くすなどの取組をしています。皆で大きな卒園製作に取り組むこと、小学校見学に参加することで、子ども達が就学への見通しをもつことが出来るようにしています。保護者には面談を通して就学に向けての説明を行っています。園長は幼保小5区合同研修や接続研修に参加し、就学に向けての意見交換を行っています。合同研修参加の前には園長、主任、担任で取組について話し合いを行っています。園長は要録を作成し、家庭環境や子どもの様子を小学校に伝えています。

A-1-(3) 健康管理

第三者評価結果

A12 A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。

a

【判断基準】

- a) 子どもの健康管理を適切に行っている。
- b) 子どもの健康管理を適切に行っているが、十分ではない。
- c) 子どもの健康管理を適切に行っていない。
- ア 子どもの健康管理に関するマニュアルがあり、それに基づき一人ひとりの子どもの心身の健康状態を把握している。
 - イ 子どもの体調悪化・けがなどについては、保護者に伝えるとともに、事後の確認をしている。
 - ウ 子どもの保健に関する計画を作成している。
 - エ 一人ひとりの子どもの健康状態に関する情報を、関係職員に周知・共有している。
 - オ 既往症や予防接種の状況など、保護者から子どもの健康に関わる必要な情報が常に得られるように努めている。
 - カ 保護者に対し、保育所の子どもの健康に関する方針や取組を伝えている。
 - キ 職員に乳幼児突然死症候群(SIDS)に関する知識を周知し、必要な取組を行っている。
 - ク 保護者に対し、乳幼児突然死症候群(SIDS)に関する必要な情報提供をしている。

<コメント>

保護者へは入園説明会でしおりをもとに、園の健康に関する方針や取組を説明し、入園の際には予防接種歴、罹患歴調査票を提出してもらっています。送迎時に子どもの体調を保護者と共有しています。子どもの体調の変化は職員同士で伝達・引継ぎをしています。急を要する場合は保護者へ連絡し、迎えを要請し、受診を促しています。園でのけがの際には、けが報告書に記載して保護者へ説明をしています。幼児クラスではシール帳にけがの用紙を貼ることで、伝達もれを防ぐようにしています。毎月の身体測定や毎朝の検温はけんこうノートに記入し、保護者と連携を取っています。乳幼児突然死症候群に関する睡眠中呼吸確認マニュアルがあり、確認の手順が明記されています。0歳児・1歳児クラスに横浜市プレスチェックのポイントを掲示し、常時確認が出来る様にしています。保護者へもうつ伏せ寝に関して注意を促すなどしています。

第三者評価結果

A13	A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	a
-----	-----------------------------------	---

【判断基準】

- a) 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。
- b) 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映しているが、十分ではない。
- c) 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映していない。
- ア 健康診断・歯科健診の結果が記録され、関係職員に周知されている。
 - イ 健康診断・歯科健診の結果を保健に関する計画等に反映させ、保育が行われている。
 - ウ 家庭での生活に生かされるよう保育に有効に反映されるよう、健康診断・歯科健診の結果を保護者に伝えている。

<コメント>

年2回の内科健診、歯科健診を全園児に行っています。その結果をけんこうノートに記入し、保護者へ周知しています。結果は職員にも周知され、家庭との連携が必要な場合は保護者と面談し、子どもの成長を支援出来る体制を取っています。各クラスの指導計画へも反映させています。毎月、身長・体重を測定し、その結果はけんこうノートで保護者へ伝えられ、年間を通して成長を追えるようにしています。歯科健診の際の歯磨き指導はコロナ禍のため、現在は中止になっていますが、毎月の保健だよりで家庭での虫歯予防の呼びかけを行っています。

第三者評価結果

A14	A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受けて適切な対応を行っている。	a
-----	---	---

【判断基準】

- a) アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け、適切な対応を行っている。
- b) アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け、適切な対応を行っているが、十分ではない。
- c) アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、適切な対応を行っていない。
- ア アレルギー疾患のある子どもに対して、「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」をもとに、子どもの状況に応じた適切な対応を行っている。
 - イ 慢性疾患等のある子どもに対して、医師の指示のもと、子どもの状況に応じた適切な対応を行っている。
 - ウ 保護者との連携を密にして、保育所での生活に配慮している。
 - エ 食事の提供等において、他の子どもたちとの相違に配慮している。
 - オ 職員は、アレルギー疾患、慢性疾患等について研修等により必要は知識・情報を得たり、技術を習得している。
 - カ 他の子どもや保護者にアレルギー疾患、慢性疾患等についての理解を図るための取組を行っている。

<コメント>

「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」に沿ってアレルギー疾患のある子どもの対応を行っています。月1回、「食物アレルギー対応実施要項」を踏まえて、園長、保護者、担任、調理員、保護者などで確認を取りながら進めていきます。メニュー相談で食物アレルギーを把握して、職員間でも共有し、救急対応訓練を実施して緊急時に備えています。アレルギー児の食事のテーブルは離れた場所で囲いをするようにし、食事が済んだあとはその場ですぐに着替え、衣服についた食べこぼしにも注意しています。入園時に主治医意見書、与薬依頼票、薬剤情報書の提出をしてもらい、保護者と連携を密に取っています。子ども達にはアレルギー児が主人公の絵本の読み聞かせを通して、アレルギーに対する理解と情報を伝えています。

A-1-(4) 食事

第三者評価結果

A15

A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫している。

a

【判断基準】

- a) 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。
 b) 食事を楽しむことができるよう工夫をしているが、十分ではない。
 c) 食事を楽しむことができる工夫をしていない。

- ア 食に関する豊かな経験ができるよう、保育の計画に位置づけ取組を行っている。
 イ 子どもが楽しく、落ち着いて食事をとれる環境・雰囲気づくりの工夫をしている。
 ウ 子どもの発達に合わせた食事の援助を適切に行っている。
 エ 食器の材質や形などに配慮している。
 オ 個人差や食欲に応じて、量を加減できるように工夫している。
 カ 食べたいもの、食べられるものが少しでも多くなるよう援助している。
 キ 子どもが、食について関心を深めるための取組を行っている。
 ク 子どもの食生活や食育に関する取組について、家庭と連携している。

<コメント>

年間食育計画の作成があり、各年齢別の指導計画にも反映されています。毎月ランチルームで幼児クラスが集まり一緒に食事をする機会を設けています。七夕には素麺、クリスマスにはポテト、節分に鬼のお面が集まったりと、行事毎に子ども達が楽しく食事出来る工夫をしています。野菜の切り口で作るスタンプ、絵本の読み聞かせ、プランターでの野菜栽培などを行っています。地元の肉屋や八百屋を利用する事で交流ができ、笹や菖蒲を提供してもらうこともあります。幼児クラスでは本人の希望で、天気の良い日はベランダで食事を楽しむこともあります。給食会議では年齢に応じて、食材の切り方や大きさ、食具などの検討をしています。保護者と連携を取り、苦手なものがある場合は少しでも食べられるように声かけをしています。食育ボードでメニューに入っている食材を分類分けし、子どもが見て理解できるようにしています。

第三者評価結果

A16

A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることができる食事を提供している。

b

【判断基準】

- a) 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。
 b) 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供しているが、十分ではない。
 c) 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供していない。

- ア 一人ひとりの子どもの発育状況や体調等を考慮した、献立・調理の工夫をしている。
 イ 子どもの食べる量や好き嫌いなどを把握している。
 ウ 残食の調査記録や検食簿をまとめ、献立・調理の工夫に反映している。
 エ 季節感のある献立となるよう配慮している。
 オ 地域の食文化や行事食などを取り入れている。
 カ 調理員・栄養士等が、食事の様子を見たり、子どもたちの話を聞いたりする機会を設けている。
 キ 衛生管理の体制を確立し、マニュアルにもとづき衛生管理が適切に行われている。

<コメント>

毎月の全体給食会議で、クラスの様子や要望を話し合っています。食べる量や好き嫌いは職員が食事の様子を観察しながら把握していきます。残食調査票や検食簿により翌月のメニューの検討がされています。肉やちくわなどの食べにくい食材は大きさを調整したりトロミを付けて食べやすくする工夫をしています。子どもの日や七夕、ハロウィンなどの行事食の提供や、旬の食材を使用するなど、給食室全体で積極的に取組を行っています。お誕生会にはアレルギー児にも配慮して、卵不使用、ヨーグルトクリームを使用するなど、皆で楽しく食事出来る工夫をしています。厨房職員は専用の出入口・トイレ・ロッカーを使用し、エプロンの洗濯もマニュアルに沿って行っています。現在は感染症を考慮して厨房からの食事の見回りは実施していませんが、感染症の状況を見ながら取り組むことが期待されます。

A-2 子育て支援

A-2-(1) 家庭との緊密な連携

第三者評価結果

A17

A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。

a

【判断基準】

- a) 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。
- b) 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っているが、十分ではない。
- c) 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っていない。
- ア 連絡帳等により家庭との日常的な情報交換を行っている。
 - イ 保育の意図や保育内容について、保護者の理解を得る機会を設けている。
 - ウ 様々な機会を活用して、保護者と子どもの成長を共有できるよう支援をしている。
 - エ 家庭の状況、保護者との情報交換の内容を必要に応じて記録している。

<コメント>

0～2歳児の乳児クラスは毎日連絡帳を活用し家庭との連携を行っています。連絡帳はB5版サイズの乳児用連絡ノートで家庭からの連絡・園からの連絡を記録し、日々の様子、活動内容を保護者とやり取りしています。3～5歳児クラスではクラスごとに「クラスボード」を掲示して園での子どもたちの活動の様子を保護者に伝えています。「クラスボード」には「写真やドキュメンテーション(子ども自身の言葉や行動などの記録)」を掲載しています。送迎時には、その子に応じた様子を伝え、健康に過ごせたり、成長が感じられるよう話をしています。小学校の体育館を借りて実施している運動会やランチルーム(地域子育て支援スペース)でのお楽しみ会では日頃楽しんでいる姿や子どもの成長の姿を保護者と共有し、喜び合える場づくりをしています。毎月園だよりやクラスだよりを発行し、保育理念・目標・方針を伝えると共に、保育内容や保育の意図を保護者に伝えています。

A-2-(2) 保護者等の支援

第三者評価結果

A18

A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援している。

b

【判断基準】

- a) 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。
- b) 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っているが、十分ではない。
- c) 保護者が安心して子育てができるようにするための支援を行っていない。

- ア 日々のコミュニケーションにより、保護者との信頼関係を築くよう取組を行っている。
- イ 保護者等からの相談に応じる体制がある。
- ウ 保護者の就労等の個々の事情に配慮して、相談に応じられるよう取組を行っている。
- エ 保育所の特性を生かした保護者への支援を行っている。
- オ 相談内容を適切に記録している。
- カ 相談を受けた保育士等が適切に対応できるよう、助言が受けられる体制を整えている。

<コメント>

保護者が安心して子育てができるよう支援を行っています。西区子育て関連施設連絡会の標語『にこやかに 目をかけ 手をかけ 心かけ』のもとに、登降園時には保育園での様子を細かく伝え、保護者とのコミュニケーションを取っています。外部研修や、『子どもの夢と未来舎』の講師による職員研修では、保護者対応についてグループワーク等の指導を受け、保護者支援のスキルを身につけるように努めています。保護者から相談を受けた際は、プライバシーに配慮して個室での面談を随時行えるようにし、保護者の不安に寄り添うようにしていますが、保護者の理解を得られるような配慮が期待されます。相談はクラス担任と主任が同席し、難しい対応の相談では園長・理事長と連携し、必要に応じて療育センター等とも連携を取っています。相談内容は記録すると共に、職員間で情報共有しています。

第三者評価結果

A19

A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。

b

【判断基準】

- a) 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。
 - b) 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めているが、十分ではない。
 - c) 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めていない。
- ア 虐待等権利侵害の兆候を見逃さないように、子どもの心身の状態、家庭での養育の状況について把握に努めている。
 - イ 虐待等権利侵害の可能性がある職員が感じた場合は、速やかに保育所内で情報を共有し、対応を協議する体制がある。
 - ウ 虐待等権利侵害となる恐れがある場合には、予防的に保護者の精神面、生活面の援助をしている。
 - エ 職員に対して、虐待等権利侵害が疑われる子どもの状態や行動などをはじめ、虐待等権利侵害に関する理解を促すための取組を行っている。
 - オ 児童相談所等の関係機関との連携を図るための取組を行っている。
 - カ 虐待等権利侵害を発見した場合の対応等についてマニュアルを整備している。
 - キ マニュアルにもとづく職員研修を実施している。

<コメント>

家庭での虐待等権利侵害の兆候を見逃さないように、子どもの心身の状態、家庭での養育の状況について把握に努めています。登園時の視診、着替え等での身体を観察をして、虐待等の兆候を見逃さないようにしています。自宅での子どものけがや子どもから気になる発言があった際は、園長・主任に報告しています。園長・主任は虐待が疑わしい場合、迷った場合は西区こども家庭支援課に連絡・相談しています。登園時は特に虐待等権利侵害の兆候を見逃さないよう、園児のいつもと違う様子や、においなどに注意を払い、子どもの心身の状態、家庭での食事・養育の状況について把握に努めています。また、育児等で悩んでいる家庭には、面談をして話を聞き、保護者の支援に取り組んでいます。今後、虐待防止マニュアルを作成し、マニュアルに基づく職員研修を実施する等の取組が期待されます。

A-3 保育の質の向上

A-3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)

第三者評価結果

A20	A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	a
-----	---	---

【判断基準】

- a) 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。
- b) 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めているが、十分ではない。
- c) 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)に取り組んでいない。
- ア 保育士等が、記録や職員間の話し合い等を通じて、主体的に自らの保育実践の振り返り(自己評価)を行っている。
 - イ 自己評価にあたっては、子どもの活動やその結果だけでなく、子どもの心の育ち、意欲や取り組む過程に配慮している。
 - ウ 保育士等の自己評価を、定期的に行っている。
 - エ 保育士等の自己評価が、互いの学び合いや意識の向上につながっている。
 - オ 保育士等の自己評価にもとづき、保育の改善や専門性の向上に取り組んでいる。
 - カ 保育士等の自己評価を、保育所全体の保育実践の自己評価につなげている。

<コメント>

職員は、週案・月案・個別指導案・年間指導計画書などの保育実践を主体的に振り返り、改善や専門性の向上に努めています。職員は年度末に自己評価を実施し、1年間の振り返りを行い、園長・主任と面談をし、保育の改善や専門性の向上に努めています。園では職員一人ひとりの自己評価を業者に委託して集計・分析し、さらに園の自己評価に繋げて作成・公表し、次年度の保育実践に活かしています。職員は、日々の保育日誌や年間指導計画ごとに保育を振り返り、自己評価を行い、互いの学び合いや意識の向上に繋げています。

(別紙1A)

第三者評価結果（共通評価基準）

- * 全ての評価細目(45項目)について、判断基準(a・b・c)の3段階に基づいた評価結果を表示する。
- * 評価細目ごとに判定理由等のコメントを記入する。

I 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。

第三者評価結果

1	I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a
---	-----------------------------------	---

【判断基準】

- a) 法人(保育所)の理念、基本方針が適切に明文化されており、職員、保護者等への周知が図られている。
- b) 法人(保育所)の理念、基本方針が明文化されているが、内容や周知が十分ではない。
- c) 法人(保育所)の理念、基本方針の明文化や職員への周知がされていない。
- ア 理念、基本方針が法人、保育所内の文書や広告媒体（パンフレット、ホームページ等）に記載されている。
 - イ 理念は、法人、保育所が実施する保育の内容や特性を踏まえた法人、保育所の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。
 - ウ 基本方針は、法人の理念との整合性が確保されるとともに、職員の行動規範となるよう具体的な内容となっている。
 - エ 理念や基本方針は、会議や研修会での説明、会議での協議等をもって、職員への周知が図られている。
 - オ 理念や基本方針は、わかりやすく説明した資料を作成するなどの工夫がなされ、保護者等への周知が図られている。
 - カ 理念や基本方針の周知状況を確認し、継続的な取組を行っている。
 - キ 理念や基本方針を保護者会等で資料をもとに説明している。

<コメント>

「明日も行きたくなる保育園 ～自分らしく生きていける子を育む～」を園目標に掲げ、子ども一人ひとりの気持ちに寄り添い、健康で楽しく過ごせる環境づくりをしています。園目標・保育方針は、玄関や各保育室の入口など園内の各所に掲示し、パンフレット等にも記載されています。新入園児への説明時には「重要事項説明書」により、保護者へ周知を図り、また個別の保護者懇談会などでも保育方針等を伝えています。職員に対しては新年度の職員会議やミーティングで周知し、毎月の勤務シフト表にも記載し、意識づけを図っています。

I-2 経営状況の把握

I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。

第三者評価結果

2	I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	b
---	---	---

【判断基準】

- a) 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。
- b) 事業経営をとりまく環境と経営状況が把握されているが、分析が十分ではない。
- c) 事業経営をとりまく環境と経営状況が把握されていない。

- ア 社会福祉事業全体の動向について、具体的に把握し分析している。
- イ 地域の各種福祉計画の策定動向と内容を把握し分析している。
- ウ 子どもの数・利用者(子ども・保護者)像等、保育のニーズ、潜在的利用者に関するデータを収集するなど、法人(保育所)が位置する地域での特徴・変化等の経営環境や課題を把握し分析している。
- エ 定期的に保育のコスト分析や保育所利用者の推移、利用率等の分析を行っている。

<コメント>

法人の理事会や横浜市ホームページ等で社会福祉事業全体の動向や地域の福祉計画の動向を把握しています。西区全体の人口は、ほぼ横ばいで推移していますが、近年は0歳児の定員割れが起きており、年度途中で入園者があり定員が満たされるという状況が起きています。西区社会福祉協議会児童福祉分科会報告書等で地域の福祉計画の動向を把握していますが具体的な分析までは実施されていません。法人理事長との経営会議を定期的実施し、保育のコスト分析や保育所利用者の推移等の分析を行っています。

第三者評価結果

3

I-2-(1) -② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。

a

【判断基準】

- a) 経営環境と経営状況の把握・分析にもとづき経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。
- b) 経営環境と経営状況の把握・分析にもとづき、取組を進めているが十分でない。
- c) 経営環境と経営状況の把握・分析にもとづく取組が行われていない。

- ア 経営環境や保育の内容、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成、財務状況等の現状分析にもとづき、具体的な課題や問題点を明らかにしている。
- イ 経営状況や改善すべき課題について、役員(理事・監事等)間での共有がなされている。
- ウ 経営状況や改善すべき課題について、職員に周知している。
- エ 経営課題の解決・改善に向けて具体的な取組が進められている。

<コメント>

経営環境と経営状況の把握・分析に基づき経営課題を明確にし、着実に取り組んでいます。経営の黒字化に向け派遣保育士や給食の外部委託などを見直し、財務体質改善に繋がっています。また、経年劣化に伴う施設・設備の改修を計画的に実施し整備を進めています。職員体制の強化に向けては、待遇面の見直しや有給休暇の取得率向上への取組等が、保育士の体制強化と退職者減少に繋がっています。園は経営状況や改善すべき課題等を職員に周知し、職員のモラルに配慮して課題解決に向け主体的に取り組んでいます。

I-3 事業計画の策定

I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。

第三者評価結果

4

I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。

c

【判断基準】

- a) 経営や保育に関する、中・長期の事業計画及び中・長期の収支計画を策定している。
- b) 経営や保育に関する、中・長期の事業計画または中・長期の収支計画のどちらかを策定してはいるが、十分ではない。
- c) 経営や保育に関する、中・長期の事業計画も中・長期の収支計画のどちらも策定していない。

- ア 中・長期計画において、理念や基本方針の実現に向けた目標(ビジョン)を明確にしている。
- イ 中・長期計画は、経営課題や問題点の解決・改善に向けた具体的な内容になっている。

- ウ 中・長期計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。
- エ 中・長期計画は必要に応じて見直しを行っている。

<コメント>

理事会及び評議委員会では園の経営や保育に関する、中・長期の動向を把握し、対策を検討しています。園は創立20年が近づき施設の故障や老朽化も散見され、設備等の改修計画の策定も必要とされています。法人並びに園では対策の検討を進めていますが、「中・長期計画書」の策定は出来ていません。中・長期の事業計画と収支計画を策定し、計画内容を職員に周知して着実な取組が期待されます。策定にあたっては、数値目標や具体的な成果等を設定し、実施状況の評価が行える内容にして、必要に応じて見直しすることが期待されます。

第三者評価結果

5 I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。

C

【判断基準】

- a) 単年度の計画は、中・長期計画を反映して具体的に策定されている。
- b) 単年度の計画は、中・長期計画を反映しているが、内容が十分ではない。
- c) 単年度の計画は、中・長期計画を反映しておらず、内容も十分ではない。

- ア 単年度の計画には、中・長期計画の内容を反映した単年度における事業内容が具体的に示されている。
- イ 単年度の事業計画は、実行可能な具体的な内容となっている。
- ウ 単年度の事業計画は、単なる「行事計画」になっていない。
- エ 単年度の事業計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。

<コメント>

単年度の計画は、事業計画書として策定されています。内容は年齢別保育目標及びクラス目標を明記し、年間行事計画、健康・衛生管理、防災安全管理、給食・栄養管理、職員の処遇、保護者に向けた取組等、多岐にわたり計画内容が記載されています。尚、単年度事業計画策定にあたっては、数値目標や具体的な成果等を設定し、実施状況の評価を行える内容とする事が望まれます。今後は中・長期計画を策定し、中・長期計画を反映した単年度計画の策定が期待されます。

I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。

第三者評価結果

6 I-3-(2) -① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。

b

【判断基準】

- a) 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。
- b) 事業計画が職員等の参画のもとで策定されているが、実施状況の把握や評価・見直し、または、職員の理解が十分ではない。
- c) 事業計画が、職員等の参画のもとで策定されていない。

- ア 事業計画が、職員等の参画や意見の集約・反映のもとで策定されている。
- イ 計画期間中において、事業計画の実施状況が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて把握されている。
- ウ 事業計画が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて評価されている。
- エ 評価の結果にもとづいて事業計画の見直しを行っている。
- オ 事業計画が、職員に周知(会議や研修会における説明等)されており、理解を促すための取組を行っている。

<コメント>

事業計画は、園長・主任・各クラス主担当等の参画や意見の集約・反映のもとで策定されています。園では年度末に職員の振り返りを実施し、専門業者に委託して内容の集計・分析を実施し、結果を職員・保護者に公表しています。今後は、結果に基づく職員の話し合いや研修の場の設定が期待されます。さらに、事業計画が、会議や研修会における説明等で職員に周知され、理解を促し、あらかじめ定められた時期、手順に基づいて実施状況の把握や評価・見直しをすることが期待されます。

第三者評価結果

7

I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。

C

【判断基準】

- a) 事業計画を保護者等に周知するとともに、内容の理解を促すための取組を行っている。
 b) 事業計画を保護者等に周知しているが、内容の理解を促すための取組が十分ではない。
 c) 事業計画を保護者等に周知していない。
- ア 事業計画の主な内容が、保護者等に周知(配布、掲示、説明等)されている。
 イ 事業計画の主な内容を保護者会等で説明している。
 ウ 事業計画の主な内容を分かりやすく説明した資料を作成するなどの方法によって、保護者等がより理解しやすいような工夫を行っている。
 エ 事業計画については、保護者等の参加を促す観点から周知、説明の工夫を行っている。

<コメント>

入園の説明時に保護者等へしおりを用いて「保育理念」や「保育方針」、「年間行事」等の説明をして事業計画の周知をしていますが、事業計画全体の内容の説明とはなっていません。また、園の事業計画はホームページで公開されていません。今後、事業計画の内容を分かりやすい形で資料化し、保育所内の諸設備の改修計画等も加え、保護者会や「えんだより」等で保護者に伝えることが期待されます。

I-4 福祉サービスの質の向上へ組織的・計画的な取組

I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。

第三者評価結果

8

I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。

a

【判断基準】

- a) 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。
 b) 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われているが、十分に機能していない。
 c) 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われていない。
- ア 組織的にPDCAサイクルにもとづく保育の質の向上に関する取組を実施している。
 イ 保育の内容について組織的に評価(C: Check)を行う体制が整備されている。
 ウ 定められた評価基準にもとづいて、年に1回以上自己評価を行うとともに、第三者評価等を定期的に受審している。
 エ 評価結果を分析・検討する場が、組織として位置づけられ実行されている。

<コメント>

保育の質の向上に向けて、園の理念・目標を基軸とし、職員会議での職員の意見等を取り入れ、園長・主任が中心となって「全体的な計画」を作成しています。各クラスの主担当は前年度のクラス担当から子どもの様子を引き継ぎ、その様子から「年間指導計画書」を作成して保育を実施しています。保育の内容については、毎週のミーティング(各クラス主担当者・園長・主任の会議)や毎月の職員会議で振り返り、課題に取り組んでいます。園では毎年職員の「自己評価」を実施し、園としての自己評価をまとめ、結果は職員・保護者に周知しています。

9

I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。

b

【判断基準】

- a) 評価結果を分析し、明確になった保育所として取組むべき課題について、改善策や改善実施計画を立て実施している。
- b) 評価結果を分析し、保育所として取組むべき課題を明確にしているが、改善策や改善実施計画を立て実施するまでには至っていない。
- c) 評価結果を分析し、保育所として取組むべき課題を明確にしていない。
- ア 評価結果を分析した結果やそれにもとづく課題が文書化されている。
- イ 職員間で課題の共有化が図られている。
- ウ 評価結果から明確になった課題について、職員の参画のもとで改善策や改善計画を策定する仕組みがある。
- エ 評価結果にもとづく改善の取組を計画的に行っている。
- オ 改善策や改善の実施状況の評価を実施するとともに、必要に応じて改善計画の見直しを行っている。

<コメント>

園の自己評価は年度末にまとめて公表し、職員間で課題の共有化が図られています。昨年度末の職員自己評価では、1) 地域社会との連携、2) 地域の子育てニーズの把握、3) 子育て家庭への保育機能や設備の開放などが課題とされています。保育内容については職員会議で取組状況や課題について話し合い、職員参画のもとで改善策や改善計画を策定して実行しています。今後は、コロナ禍が終息した段階で、地域社会や地域の子育て支援事業の再開が期待されます。

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。

10

Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。

b

【判断基準】

- a) 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう積極的に取り組んでいる。
- b) 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう取り組んでいるが、十分ではない。
- c) 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにしていない。
- ア 施設長は、自らの保育所の経営・管理に関する方針と取組を明確にしている。
- イ 施設長は、自らの役割と責任について、保育所内の広報誌等に掲載し表明している。
- ウ 施設長は、自らの役割と責任を含む職務分掌等について、文書化するとともに、会議や研修において表明し周知が図られている。
- エ 平常時のみならず、有事（災害、事故等）における施設長の役割と責任について、不在時の権限委任等を含め明確化されている。

<コメント>

法人理事長は登園日初日に「親も子もはじめての経験、保育園」と題した文章を、新入園児を持つ保護者向けに発信し支援しています。園長は毎月「えんだより」に園の取組内容等の記事を掲載しています。職種ごとの職務内容を明示して職員に周知しています。園では現在順調な経営を展開していますが、今後、更に園長自らの経営・管理に関する方針と取組を職員・保護者に表明すると共に、有事（災害・事故等）における園長の役割と責任について不在時の権限委任等を含め明確にすることが期待されます。

11 II-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。

a

【判断基準】

- a) 施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するために積極的な取組を行っている。
- b) 施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っているが、十分ではない。
- c) 施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組は行っていない。
- ア 施設長は、遵守すべき法令等を十分に理解しており、利害関係者（取引事業者、行政関係者等）との適正な関係を保持している。
 - イ 施設長は、法令遵守の観点での経営に関する研修や勉強会に参加している。
 - ウ 施設長は、環境への配慮等も含む幅広い分野について遵守すべき法令等を把握し、取組を行っている。
 - エ 施設長は、職員に対して遵守すべき法令等を周知し、また遵守するための具体的な取組を行っている。

<コメント>

園長は短期大学等、外部の園長・施設長講座や保育の安全等の受講や西区園長会での研修会に積極的に参加し研鑽を積んでいます。職員に対しては職員会議や各クラス主担当者が出席するミーティング等で「健康管理や子育て支援制度」等の研修を実施しています。例年、入職時期などに、職員に対して自園の就業規則や職員の心得等を周知し確認しています。利害関係者（取引事業者、行政関係者等）とは適正な関係を保持しています。

II-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。

12 II-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲を持ち、その取組に指導力を発揮している。

b

【判断基準】

- a) 施設長は、保育の質の向上に意欲をもち、組織としての取組に十分な指導力を発揮している。
- b) 施設長は、保育の質の向上に意欲をもち、組織としての取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。
- c) 施設長は、保育の質の向上に関する組織の取組について指導力を発揮していない。
- ア 施設長は、保育の質の現状について定期的、継続的に評価・分析を行っている。
 - イ 施設長は、保育の質に関する課題を把握し、改善のための具体的な取組を明示して指導力を発揮している。
 - ウ 施設長は、保育の質の向上について組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。
 - エ 施設長は、保育の質の向上について、職員の意見を反映するための具体的な取組を行っている。
 - オ 施設長は、保育の質の向上について、職員の教育・研修の充実を図っている。

<コメント>

園長は保育の質の向上に意欲をもち、毎週のミーティング及び毎月の職員・給食会議を行っています。職員・給食会議には理事長も出席して話し合っています。保護者との個人面談は、主任・各クラス担任が行い、主な内容を職員会議で共有しています。現在、園長の情報収集は会議や報告書が主体となっていますが、今後、クラスを回るなど保育現場の状況を把握し、職員との面談機会を増やして相談や悩みなどのヒヤリングやアドバイスをするなど、一人ひとりの保育の質の向上に向けての取組が期待されます。

13

II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。

b

【判断基準】

- a) 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組に十分な指導力を発揮している。
- b) 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。
- c) 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組について指導力を発揮していない。
- ア 施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、人事、労務、財務等を踏まえ分析を行っている。
- イ 施設長は、組織の理念や基本方針の実現に向けて、人員配置、職員の働きやすい環境整備等、具体的に取り組んでいる。
- ウ 施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、組織内に同様の意識を形成するための取組を行っている。
- エ 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高めるために組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。

<コメント>

園では有給休暇の取得促進を主任が推進役となって取り組み、毎月の勤務シフト作成に注力し、放棄日数0をめざしています。また、子育て中の職員には有給休暇の当日申請や、半休扱いも認めるなど職員の働きやすい職場環境整備に取り組み、職員の意欲を高めています。現在、朝の保護者からの電話連絡等が保育士の繁忙の要因になっており、メール連絡による効率化の取組が課題となっています。今後、業務の効率化の推進や実態を踏まえた就業規則の見直し等、人事、労務の環境整備が期待されます。

II-2 福祉人材の確保・育成

II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理体制が整備されている。

14

II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的計画が確立し、取組が実施されている。

b

【判断基準】

- a) 保育所が目標とする保育の質を確保するため、必要な福祉人材や人員体制に関する具体的な計画が確立しており、それにもとづいた取組が実施されている。
- b) 保育所が目標とする保育の質を確保するため、必要な福祉人材や人員体制に関する具体的な計画が確立しているが、それにもとづいた取組が十分ではない。
- c) 保育所が目標とする保育の質を確保するため、必要な福祉人材や人員体制に関する具体的な計画が確立していない。
- ア 必要な福祉人材や人員体制に関する基本的な考え方や、福祉人材の確保と育成に関する方針が確立している。
- イ 保育の提供に関わる専門職の配置、活用等、必要な福祉人材や人員体制について具体的な計画がある。
- ウ 計画にもとづいた人材の確保や育成が実施されている。
- エ 法人（保育所）として、効果的な福祉人材確保（採用活動等）を実施している。

<コメント>

園は必要な福祉人材や人員体制に関する基本的な考え方、福祉人材の確保と育成に関する方針を確立し取り組んでいますが、職員への理解が進んでいません。工夫が期待されます。保育士の処遇や有給休暇の取得等を見直した結果、現在は長く勤務する保育士が多くなっています。園では、対象者にキャリアアップ研修の受講を勧め、専門リーダー資格の取得を支援しています。多彩な採用活動の実施により、派遣保育士に頼らない体制となり、新たな保育士を毎年採用して育成に努めています。

15 II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。

b

【判断基準】

- a) 総合的な人事管理を実施している。
 b) 総合的な人事管理に関する取組が十分ではない。
 c) 総合的な人事管理を実施していない。
- ア 法人（保育所）の理念・基本方針にもとづき「期待する職員像等」を明確にしている。
 - イ 人事基準（採用、配置、異動、昇進・昇格等に関する基準）が明確に定められ、職員等に周知されている。
 - ウ 一定の人事基準にもとづき、職員の専門性や職務遂行能力、職務に関する成果や貢献度等を評価している。
 - エ 職員処遇の水準について、処遇改善の必要性等を評価・分析するための取組を行っている。
 - オ 把握した職員の意向・意見や評価・分析等にもとづき、改善策を検討・実施している。
 - カ 職員が、自ら将来の姿を描くことができるような総合的な仕組みづくりができてい

<コメント>

人事基準は「就業規則」や「行動規範」等に明記されています。職員の専門性や職務遂行能力、成果や貢献度等は、日常的にミーティングや毎月の職員会議により確認されています。また、年度末には、「自己評価チェックシート」を実施し、園長、主任が面談の際に結果を確認し話し合い、評価しています。今後、園の理念・目標・保育方針に沿った「期待する職員像」を明確にし、キャリアパスの基準、必要となるスキル等を明示した総合的な人事の仕組みづくりが期待されます。

II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。

16 II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。

a

【判断基準】

- a) 職員の就業状況や意向を定期的に把握し、必要があれば改善する仕組みが構築され、働きやすい職場づくりに積極的に取り組んでいる。
 b) 職員の就業状況や意向を定期的に把握する仕組みはあるが、改善する仕組みの構築が十分ではない。
 c) 職員の就業状況や意向を把握する仕組みがない。
- ア 職員の就業状況や意向の把握等にもとづく労務管理に関する責任体制を明確にしている。
 - イ 職員の有給休暇の取得状況や時間外労働のデータを定期的に確認するなど、職員の就業状況を把握している。
 - ウ 職員の心身の健康と安全の確保に努め、その内容を職員に周知している。
 - エ 定期的に職員との個別面談の機会を設ける、職員の悩み相談窓口を組織内に設置するなど、職員が相談しやすいような組織内の工夫をしている。
 - オ 職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生を実施している。
 - カ ワーク・ライフ・バランスに配慮した取組を行っている。
 - キ 改善策については、福祉人材や人員体制に関する具体的な計画に反映し実行している。
 - ク 福祉人材の確保、定着の観点から組織の魅力を高める取組や働きやすい職場づくりに関する取組を行っている。

<コメント>

主任が中心となり、職員の有給休暇取得状況や時間外勤務の状況を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいます。有給休暇は全職員が100%取得できるよう残日数を管理しています。また、子育て世代の職員の要望に応え、当日の有給休暇申請や半日単位の取得にも対応しています。職員の健康管理に関しては、昼食は職員も園で提供している栄養バランスの取れた給食となっています。「横浜市勤労者福祉共済(愛称「ハマふれんど」)」の福利厚生制度に加入し、職員は休日のレジャー等に活用しています。

II-2-(3) 職員の質の向上にけた体制が確立されている。

第三者評価結果

17 II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。

C

【判断基準】

- a) 職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が、適切に行われている。
- b) 職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が行われているが、十分ではない。
- c) 職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が行われていない。
- ア 組織として「期待する職員像」を明確にし、職員一人ひとりの目標管理のための仕組みが構築されている。
 - イ 個別面接を行う等保育所の目標や方針を徹底し、コミュニケーションのもとで職員一人ひとりの目標が設定されている。
 - ウ 職員一人ひとりの目標の設定は、目標項目、目標水準、目標期限が明確にされた適切なものとなっている。
 - エ 職員一人ひとりが設定した目標について、中間面接を行うなど、適切に進捗状況の確認が行われている。
 - オ 職員一人ひとりが設定した目標について、年度当初・年度末(期末)面接を行うなど、目標達成度の確認を行っている。

<コメント>

年度末に職員の振り返りを実施しています。職員の育成に向けた目標管理については仕組みが整備されておらず実施されていません。今後、目標管理を導入し、職員の保育スキルや専門性の向上に向けて取り組むことが期待されます。園長、主任と職員の目標設定時の個別面談の実施を通して、目標項目・目標水準の確認や中間時点での取組の進捗状況の確認などの支援が期待されます。園として人材育成の柱としての目標管理制度を導入し、その趣旨や内容を職員に周知し、制度を生かす運営が期待されます。

第三者評価結果

18 II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。

b

【判断基準】

- a) 保育所として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。
- b) 保育所として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定されているが、内容や教育・研修の実施が十分ではない。
- c) 保育所として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定されていない。
- ア 保育所が目指す保育を実施するために、基本方針や計画の中に、「期待する職員像」を明示している。
 - イ 現在実施している保育の内容や目標を踏まえて、基本方針や計画の中に、保育所が職員に必要なとされる専門技術や専門資格を明示している。
 - ウ 策定された教育・研修計画にもとづき、教育・研修が実施されている。

- エ 定期的に計画の評価と見直しを行っている。
- オ 定期的に研修内容やカリキュラムの評価と見直しを行っている。

<コメント>

職員の教育・研修に関する基本方針や計画は策定されていますが、計画内容や教育・研修の実施が十分ではありません。園は保育士への期待として「キャリアアップ研修」計画を策定し、令和7年度までの個人別受講科目を管理し支援しています。一方、毎月の園内研修や外部研修の計画、園の職員に必要なとされる専門技術や専門資格の明示が十分出来ていません。今後、職員一人ひとりの研修受講履歴を把握し、必要とされる専門技術や専門資格、及び事業計画の中に研修計画を明示して受講に繋げることが期待されます。

第三者評価結果

19

II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。

b

【判断基準】

- a)職員一人ひとりについて、教育・研修の機会が確保され、適切に教育・研修が実施されている。
- b)職員一人ひとりについて、教育・研修の機会が確保されているが、参加等が十分でない。
- c)職員一人ひとりについて、研修機会が確保されていない。
 - ア 個別の職員の知識、技術水準、専門資格の取得状況等を把握している。
 - イ 新任職員をはじめ職員の経験や習熟度に配慮した個別的なOJTが適切に行われている。
 - ウ 階層別研修、職種別研修、テーマ別研修等の機会を確保し、職員の職務や必要とする知識・技術水準に応じた教育・研修を実施している。
 - エ 外部研修に関する情報提供を適切に行うとともに、参加を勧奨している。
 - オ 職員一人ひとりが、教育・研修の場に参加できるよう配慮している。

<コメント>

職員一人ひとりについて、教育・研修の機会が確保されていますが、参加が十分ではありません。園ではキャリアアップ研修を主体に教育・研修の機会を確保し推進しています。研修の受講履歴は職員自身が個人で把握し、外部研修等の参加も個人に任されています。今後、園長、主任は一人ひとりの研修受講履歴を把握し、担当クラスや職務分野別担当等を考慮して、必要な研修の推進が期待されます。外部研修は横浜市主催や保育士会主催、短大主催など多岐に渡ります。研修受講後、受講者による園内研修の継続実施も期待されます。

II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。

第三者評価結果

20

II-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。

b

【判断基準】

- a)実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、効果的なプログラムを用意する等、積極的な取組を実施している。
- b)実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備してはいるが、効果的な育成プログラムが用意されていないなど、積極的な取組には至っていない。
- c)実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備しておらず、教育・研修が行われていない。
 - ア 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成に関する基本姿勢を明文化している。
 - イ 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成についてのマニュアルが整備されている。

- ウ 専門職種の特性に配慮したプログラムを用意している。
- エ 指導者に対する研修を実施している。
- オ 実習生については、学校側と、実習内容について連携してプログラムを整備するとともに、実習期間中においても継続的な連携を維持していくための工夫を行っている。

<コメント>

新型コロナウイルス感染予防対策を実施してこれまで実習生を受入れて来ましたが、今年度は実習生の受入れはありません。実習生受入れの際は、オリエンテーションを実施し、実習生の希望も踏まえ、実習クラスや内容などを決めていますが、多くはコミュニケーションの取りやすい幼児クラスでの実習を推奨し、実施しています。実習生を指導する職員は事前に実習生受入れに関して主任から指導を受けて準備しています。新規の保育士や看護師等の育成に向け、大学等との連携を強化し、積極的な実習生受入れが期待されます。

II-3 運営の透明性の確保

II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。

第三者評価結果

21	II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するため情報公開が行われている。	b
----	--------------------------------------	----------

【判断基準】

- a) 保育所の事業や財務等に関する情報について、適切に公開している。
 - b) 保育所の事業や財務等に関する情報を公表しているが、方法や内容が十分ではない。
 - c) 保育所の事業や財務等に関する情報を公表していない。
- ア ホームページ等の活用により、法人、保育所の理念や基本方針、保育の内容、事業計画、事業報告、予算、決算情報が適切に公開されている。
 - イ 保育所における地域の福祉向上のための取組の実施状況、第三者評価の受審、苦情・相談の体制や内容について公表している。
 - ウ 第三者評価の受審結果、苦情・相談の体制や内容にもとづく改善・対応の状況について公表している。
 - エ 法人（保育所）の理念、基本方針やビジョン等について、社会・地域に対して明示・説明し、法人（保育所）の存在意義や役割を明確にするように努めている。
 - オ 地域へ向けて、理念や基本方針、事業所で行っている活動等を説明した印刷物や広報誌等を配布している。

<コメント>

園のホームページやWAMNET(社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム)の活用により、法人、保育園の理念や保育方針、保育目標、保育の内容、決算情報等が適切に公開されています。また、第三者評価の受審結果はホームページとWAMNET(独立行政法人福祉医療機構が運営する福祉・保健・医療の総合情報サイト)で公開されています。保護者からの苦情・相談の体制はしおりに掲載し、入園の説明時等で周知していますが、保護者の認知度が低いため、今後、周知についての工夫が期待されます。

第三者評価結果

22	II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a
----	---	----------

【判断基準】

- a) 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。
- b) 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われているが、十分ではない。
- c) 公正かつ透明性の高い適正な運営・経営のための取組が行われていない。

- ア 保育所における事務、経理、取引等に関するルール、職務分掌と権限・責任が明確にされ、職員等に周知している。
- イ 保育所における事務、経理、取引等について内部監査を実施するなど、定期的に確認されている。
- ウ 保育所の事業、財務について、外部の専門家による監査支援等を実施している。
- エ 外部の専門家による監査支援等の結果や指摘事項にもとづいて、経営改善を実施している。

<コメント>

公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われています。園は運営規程等により、職員の職務内容を明確に定めています。園における事務・経理は担当者が実施し、園長が管理しています。園での金銭の取り扱いは小口現金のみです。園では監事による監査を実施し、監査結果をホームページで公開しています。毎月外部コンサルタントが来園し、事務・経理・取引等に関し内部の監査をしています。

II-4 地域との交流、地域貢献

II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。

第三者評価結果

23

II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。

b

【判断基準】

- a) 子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを積極的に行っている。
- b) 子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを行っているが、十分ではない。
- c) 子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを行っていない。
 - ア 地域との関わり方について基本的な考え方を文書化している。
 - イ 活用できる社会資源や地域の情報を収集し、掲示板の利用等で保護者に提供している。
 - ウ 子どもの個別的状況に配慮しつつ地域の行事や活動に参加する際、職員やボランティアが支援を行う体制が整っている。
 - エ 保育所や子どもへの理解を得るために、地域の人々と子どもとの交流の機会を定期的に設けるなどの取組を行っている。
 - オ 個々の子ども・保護者のニーズに応じて、地域における社会資源を利用するよう推奨している。

<コメント>

コロナ禍で地域との交流が困難な状況が続き、昨年の園の振り返りでは地域との交流が課題となりました。今年度は、感染予防に留意し、感染の状況を見ながら交流を行っています。4月以降①園児や職員の演奏による音楽会実施。②消防署立ち会いのもと防災訓練の実施などに取り組み、③AED設置の案内も実施しています。今後はさらに地域の人々と子どもとの交流の機会を定期的に設けるなどの取組が期待されます。

第三者評価結果

24

II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。

b

【判断基準】

- a) ボランティア等の受入れに対する基本姿勢が明示されており、受入れについての体制が整備されている。
- b) ボランティア等の受入れに対する基本姿勢は明示されているが、受入れについての体制が十分に整備されていない。
- c) ボランティア等の受入れに対する基本姿勢が明示されていない。

- ア ボランティア受入れに関する基本姿勢を明文化している。
- イ 地域の学校教育等への協力について基本姿勢を明文化している。
- ウ ボランティア受入れについて、登録手続、ボランティアの配置、事前説明等に関する項目が記載されたマニュアルを整備している
- エ ボランティアに対して子どもとの交流を図る視点等で必要な研修、支援を行っている。
- オ 学校教育への協力を行っている。

<コメント>
 今年度は地元の中中学生2名の職業体験を受入れ、学校教育に協力しています。ボランティア初日には生徒と共に教諭も来園し、期間中の取組内容について打ち合わせをしています。コロナ禍のため今年度は中学生だけの受入れでしたが、今後小学生の職業見学や、高校生のインターシップへの協力などを通して、学校教育への支援の拡大が期待されます。合わせて、ボランティア受入れに関する基本姿勢を明文化し、運営マニュアルの整備も期待されます。

II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。

第三者評価結果

25	II-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a
----	---	----------

【判断基準】

- a) 子どもによりよい保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に把握し、その関係機関等との連携が適切に行われている。
- b) 子どもによりよい保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に把握しているが、その関係機関等との連携が十分ではない。
- c) 子どもによりよい保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に明示していない。
 - ア 当該地域の関係機関・団体について、個々の子ども・保護者の状況に対応できる社会資源を明示したリストや資料を作成している。
 - イ 職員会議で説明するなど、職員間で情報の共有化が図られている。
 - ウ 関係機関・団体と定期的な連絡会等を行っている。
 - エ 地域の関係機関・団体の共通の問題に対して、解決に向けて協働して具体的な取組を行っている。
 - オ 地域に適切な関係機関・団体がない場合には、子ども・保護者のアフターケア等を含め、地域でのネットワーク化に取り組んでいる。
 - カ 家庭での虐待等権利侵害が疑われる子どもへの対応について、要保護児童対策地域協議会への参画、児童相談所など関係機関との連携が図られている。

<コメント>
 子どもによりよい保育を提供するために必要な、西区の関係機関・団体の機能や連絡方法を把握し、その関係機関との連携が適切に行われています。地域の関係機関リストを作成し事務所に常備しています。子どもをよく観察して問題があった場合は、西区こども家庭支援課と連携しており、連絡の際は、実際の現場状況を伝えるように努めています。「要保護児童対策協議会」の地域連絡会に参加して「子ども虐待防止のための地域づくり」の講演と事例研修グループワークに参加しています。

II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。

第三者評価結果

26	II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	b
----	---	----------

【判断基準】

- a) 地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を積極的に行っている。
- b) 地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を行っているが、十分ではない。
- c) 地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を行っていない。
 - ア 保育所（法人）が実施する事業や運営委員会の開催、関係機関・団体との連携、地域の各種会合への参加、地域住民との交流や相談事業などを通じて、地域の福祉ニーズや生活課題等の把握に努めている。
 - イ 保育所のもつ機能を地域へ還元したり、関係機関・団体との連携、民生委員・児童委員等との定期的な会議の開催等を通じて、地域の具体的な福祉ニーズの把握に努めている。
 - ウ 地域住民に対する相談事業などを通じて、多様な相談に応じる機能を有している。

<コメント>

安心して、楽しく子育てができる地域づくりを目的とし、西区の保育所・幼稚園・子育て関連施設等が集まって活動している「西区子育て連絡会」に参加しています。連絡会では未就園の子どもと保護者を対象に「出前合同育児講座」を開催し、保育に関する困りごとや悩みなどの相談や触れ合い遊びなど楽しめる時間を作っています。今後はさらに、民生・児童委員や自治会長、児童クラブ等との連携をすすめる、運営委員会の開催や、地域の子育て家庭に対する定例的な育児相談会などの実施により、地域の具体的な福祉ニーズの把握に努めることが期待されます。

第三者評価結果

27

Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。

b

【判断基準】

- a) 把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動を積極的に行っている。
- b) 把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が十分ではない。
- c) 把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動を行っていない。
 - ア 把握した地域ニーズ等にもとづいて、法で定められた社会福祉事業にとどまらない地域貢献に関わる事業・活動を実施している。
 - イ 把握した福祉ニーズ等にもとづいた具体的な事業・活動を、計画等で明示している。
 - ウ 多様な機関等と連携して、社会福祉分野のみならず、地域コミュニティの活性化やまちづくりなどにも貢献している。
 - エ 保育所（法人）が有する福祉サービスの提供に関するノウハウや、専門的な情報を地域に還元する取組を積極的に行っている。
 - オ 地域の防災対策や、被災時における福祉的な支援を必要とする人びと、住民の安全・安心のための備えや支援の取組を行っている。

<コメント>

毎年消防職員も交えた防災訓練を実施し、子どもたちの避難誘導や消火活動等を実施しています。園にはAEDを設置しており、地域住民に対して告知しています。園は鉄骨3階建ての建築物で、水害時等は垂直避難ができます。今後、災害時などに地域の未就学児家庭等の避難所としての機能を持つなど、地域との連携が期待されます。またコンサート等を定期的に行い、保護者や地域の人々への公開行事とし交流することも期待されます。

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの提供

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。

第三者評価結果

28

Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。

b

【判断基準】

- a) 子どもを尊重した保育についての基本姿勢が明示され、組織内で共通の理解をもつための取組が行われている。
- b) 子どもを尊重した保育についての基本姿勢は明示されているが、組織内で共通の理解をもつための取組は行っていない。
- c) 子どもを尊重した保育についての基本姿勢が明示されていない。
- ア 理念や基本方針に、子どもを尊重した保育の実施について明示し、職員が理解し実践するための取組を行っている。
 - イ 子どもを尊重した保育の提供に関する「倫理綱領」や規程等を策定し、職員が理解し実践するための取組を行っている。
 - ウ 子どもを尊重した保育に関する基本姿勢が、個々の保育の標準的な実施方法等に反映されている。
 - エ 子どもの尊重や基本的人権への配慮について、組織で勉強会・研修を実施している。
 - オ 子どもの尊重や基本的人権への配慮について、定期的に状況の把握・評価等を行い、必要な対応を図っている。
 - カ 子どもが互いを尊重する心を育てるための具体的な取組を行っている。
 - キ 性差への先入観による固定的な対応をしないように配慮している。
 - ク 子どもの人権、文化の違い、互いに尊重する心について、その方針等を保護者に示すとともに、保護者も理解を図る取組を行っている。

<コメント>

園のしおりに、「どの月齢においても養護と教育との2つの分野を基本に一人ひとりの気持ちに寄り添い、健康で楽しく過ごせる環境づくりをしています」と明記し、入園時に保護者へ周知されています。横浜市子ども青少年局から出されている人権擁護のための「よりよい保育のためのチェックリスト」をもとに、毎週のミーティングで職員は確認し振り返りを行っています。主任の不適切保育についての研修を全員が定期的に受け、常に振り返りを行っています。外国籍の子どもはいますが、特別な取組を行うまでには至っていません。

第三者評価結果

29

Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護に配慮した保育が行われている。

a

【判断基準】

- a) 子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備し、子どものプライバシーに配慮した保育が行われている。
- b) 子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備しているが、子どものプライバシーに配慮した保育が十分ではない。
- c) 子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備していない。
- ア 子どものプライバシー保護について、社会福祉事業に携わる者としての姿勢・責務等を明記した規程・マニュアル等が整備され、職員への研修によりその理解が図られている。
 - イ 規程・マニュアル等にもとづいて、プライバシーに配慮した福祉サービスが実施されている。
 - ウ 一人ひとりの子どもにとって、生活の場にふさわしい快適な環境を提供し、子どものプライバシーを守るよう設備等の工夫を行っている。
 - エ 子ども・保護者にプライバシー保護に関する取組を周知している。

<コメント>

プライバシー保護についてのマニュアルがあり、職員は入職時に研修を受けて、日々の保育実践に繋がっています。保護者へは入園時に園の姿勢を説明し、同意を得ています。子どもの着替えやおむつ交換の際には見えないようにカーテンや可動式の仕切りで配慮しています。園長により、毎日ブログが更新されていますが、保護者や園児の名前や顔が特定されないように細心の注意を払っています。プライバシー保護の規定の整備はされていないため、今後必要と考えています。取組が期待されます。

Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意(自己決定)が適切に行われている。

第三者評価結果

30

Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。

a

【判断基準】

- a) 利用希望者が保育所を選択するために必要な情報を積極的に提供している。
 b) 利用希望者が保育所を選択するために必要な情報を提供しているが、十分ではない。
 c) 利用希望者が保育所を選択するために必要な情報を提供していない。

- ア 理念や基本方針、保育の内容や保育所の特性等を紹介した資料を、公共施設等の多くの人が入手できる場所に置いている。
 イ 保育所を紹介する資料は、言葉遣いや写真・図・絵の使用等で誰にでもわかるような内容にしている。
 ウ 保育所の利用希望者については、個別に丁寧な説明を実施している。
 エ 見学等の希望に対応している。
 オ 利用希望者に対する情報提供について、適宜見直しを実施している。

<コメント>

ホームページとパンフレットに園目標、保育方針を載せています。園児の一日として園での具体的な流れや写真、イラストを使用し、園での様子を分かりやすく伝えています。11月に行われた区役所での保育園パネル展に参加し、保育理念や体操教室などの様子を紹介しています。園目標は、保護者や職員が常に目に付くように、玄関や各クラスに掲示しています。利用希望者の対応は園長、主任で行いますが、事前にホームページを確認してもらい質問を受けるようにしています。見学時間も子どもと保育者の関わりが分かる時間帯に設定しています。

第三者評価結果

31

Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり、保護者等にわかりやすく説明している。

a

【判断基準】

- a) 保育の開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等にわかりやすく説明を行っている。
 b) 保育の開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等に説明を行っているが、十分ではない。
 c) 保育の開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等に説明を行っていない。

- ア 保育の開始及び保育内容の変更時の説明と同意にあたっては、保護者等の意向に配慮している。
 イ 保育の開始・変更時には、保護者等にわかりやすいように工夫した資料を用いて説明している。
 ウ 説明にあたっては、保護者等に理解しやすいような工夫や配慮を行っている。
 エ 保育の開始・変更時には、保護者等の同意を得たうえでその内容を書面で残している。
 オ 特に配慮が必要な保護者への説明についてルール化され、適正な説明、運用が図られている。

<コメント>

入園予定者には個別で入園説明会を行っています。しおりに沿って、園目標、保育指針、保育計画に始まり、園での生活を具体的に写真や表で分かりやすく説明しています。持ち物リストは実物の写真を載せていて、保護者に分かりやすくなっています。0歳児は離乳食のサンプルを用意し、目で見て確認が出来ます。重要事項の説明を受けた後には同意書を取り交しています。年度初めには健康状態や食事摂取状況のアンケートを取り、家庭と園との連携を図っています。急な変更時にはメール配信しています。

32

Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり、保育の継続性に配慮した対応を行っている。

b

【判断基準】

- a) 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮している。
 b) 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮しているが、十分ではない。
 c) 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮していない。

- ア 保育所等の変更にあたり、保育の継続性に配慮した手順と引継ぎ文書を定めている。
 イ 保育所の利用が終了した後も、保育所として子どもや保護者等が相談できるように担当者や窓口を設置している。
 ウ 保育所の利用が終了した時に、子どもや保護者等に対し、その後の相談方法や担当者について説明を行い、その内容を記載した文書を渡している。

<コメント>

退園、転園の場合は個人情報の観点から、特に引き継ぎ文書は作成していません。保護者から希望があれば作成する用意はあります。転園を受入れる場合は「子どもの成長記録アンケート」を作成し、健康状態や生活全般の情報を得て、保育の継続性に努めています。保育所の利用が終了した後も、園長、主任が保護者の相談にのる事を口頭で伝えていますが、文書の作成までには至っていません。今後、手順や統一した書類の作成が望まれます。

Ⅲ-1-(3) 利用者満足の上昇に努めている。

33

Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。

b

【判断基準】

- a) 利用者満足把握する仕組みを整備し、利用者満足の結果を踏まえて、その向上に向けた取組を行っている。
 b) 利用者満足把握する仕組みを整備し、利用者満足の結果を把握しているが、その向上に向けた取組が十分ではない。
 c) 利用者満足把握するための仕組みが整備されていない。

- ア 日々の保育のなかで、子どもの満足把握するように努めている。
 イ 保護者に対し、利用者満足に関する調査が定期的に行われている。
 ウ 保護者への個別の相談面接や聴取、保護者懇談会が、利用者満足把握を目的で定期的に行われている。
 エ 職員等が、利用者満足把握を目的で、保護者会等に参加している。
 オ 利用者満足に関する調査の担当者等の設置や、把握した結果を分析・検討するために、検討会議の設置等が行われている。
 カ 分析・検討の結果にもとづいて具体的な改善を行っている。

<コメント>

職員は日々の保育の中で子どもたちの言葉や表情、しぐさから、満足把握するように努めています。保護者とは0歳児から2歳児は連絡帳で、3歳児から5歳児は送迎時に直接声かけをしながら意向や満足把握するようにしています。その他、年一度は個人面談を行い、直接保護者の話を聞く機会を設けています。現在、行事毎のアンケートや定期的なアンケート等による調査はありませんが、保護者会のSNSで取りまとめた意見を職員に伝えてもらい、職員会議で検討し、次年度の計画に繋げています。

Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。

第三者評価結果

34

Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。

b

【判断基準】

- a) 苦情解決の仕組みが確立され保護者等に周知する取組が行われているとともに、苦情解決の仕組みが機能している。
- b) 苦情解決の仕組みが確立され保護者等に周知する取組が行われているが、十分に機能していない。
- c) 苦情解決の仕組みが確立していない。
- ア 苦情解決の体制（苦情解決責任者の設置、苦情受付担当者の設置、第三者委員の設置）が整備されている。
 - イ 苦情解決の仕組みをわかりやすく説明した掲示物が掲示され、資料を保護者等に配布し説明している。
 - ウ 苦情記入カードの配布やアンケート（匿名）を実施するなど、保護者等が苦情を申し出しやすい工夫を行っている。
 - エ 苦情内容については、受付と解決を図った記録を適切に保管している。
 - オ 苦情内容に関する検討内容や対応策については、保護者等に必ずフィードバックしている。
 - カ 苦情内容及び解決結果等は、苦情を申し出た保護者等に配慮したうえで、公表している。
 - キ 苦情相談内容にもとづき、保育の質の向上に関わる取組が行われている。

<コメント>

苦情解決処理マニュアルの整備があり、苦情解決の体制が整備されています。しおりには苦情相談窓口として、相談の流れが図式で分かりやすく説明され、相談・苦情受付担当者は園長、解決責任者は理事長、第三者委員2名の名前と連絡先も明記されています。保護者は入園時の面談で説明を受けています。玄関には意見箱の設置がありますが、アンケートなどの実施により保護者が苦情を出しやすくする取組はしていません。保護者からの指摘や意見については、職員会議で確認検討し、結果を口頭や書面で保護者へ伝えていきます。全体に周知した方が良い場合は掲示して保護者に周知しています。

第三者評価結果

35

Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすいように環境を整備し、保護者等に周知している。

b

【判断基準】

- a) 保護者が相談したり意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境が整備され、そのことを保護者に伝えるための取組が行われている。
- b) 保護者が相談したり意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境が整備されているが、そのことを保護者に伝えるための取組が十分ではない。
- c) 保護者が相談したり意見を述べたい時に、方法や相手を選択できない。
- ア 保護者が相談したり意見を述べたりする際に、複数の方法や相手を自由に選べることをわかりやすく説明した文書を作成している。
 - イ 保護者等に、その文章の配布やわかりやすい場所に掲示する等の取組を行っている。
 - ウ 相談をしやすい、意見を述べやすいスペースの確保等の環境に配慮している。

<コメント>

しおりに相談受付担当者、相談解決担当者、第三者委員の連絡先が明記され、受付方法として面接、電話、文書の方法がある事が明記されています。保護者には入園時に説明していますが、さらに分かりやすい工夫が期待されます。相談しやすく、意見を述べやすいスペースとしての部屋を確保しています。保護者はプライバシーが守られ、静かな環境でゆったりと相談出来る環境となっています。

36

Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。

b

【判断基準】

- a) 保護者からの相談や意見を積極的に把握し、組織的かつ迅速に対応している。
- b) 保護者からの相談や意見を把握しているが、対応が十分ではない。
- c) 保護者からの相談や意見の把握をしていない。
- ア 職員は、日々の保育の提供において、保護者が相談しやすく意見を述べやすいように配慮し、適切な相談対応と意見の傾聴に努めている。
 - イ 意見箱の設置、アンケートの実施等、保護者の意見を積極的に把握する取組を行っている。
 - ウ 相談や意見を受けた際の記録の方法や報告の手順、対応策の検討等について定めたマニュアル等を整備している。
 - エ 職員は、把握した相談や意見について、検討に時間がかかる場合に状況を速やかに説明することを含め迅速な対応を行っている。
 - オ 意見等にもとづき、保育の質の向上に関わる取組が行われている。
 - カ 対応マニュアル等の定期的な見直しを行っている。

<コメント>

職員は送迎時には保護者へ必ず声をかけ、保護者が話しやすく相談しやすい雰囲気を作るように努めています。苦情相談処理マニュアルの整備はありますが、定期的な見直しを行うまでには至っていません。現在、アンケートを取る事はしていませんが、個別面談の際にゆつくりと時間を取って意見を聞いています。保護者からの相談や意見は職員会議で全職員に周知され、解決に向けて協議が行われています。

Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のために組織的な取組が行われている。

37

Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。

b

【判断基準】

- a) リスクマネジメント体制を構築し、子どもの安心と安全を脅かす事例の収集と要因分析と対応策の検討・実施が適切に行われている。
- b) リスクマネジメント体制を構築しているが、子どもの安心と安全を脅かす事例の収集や要因分析と対応策の検討・実施が十分ではない。
- c) リスクマネジメント体制が構築されておらず、子どもの安心と安全を脅かす事例を組織として収集していない。
- ア リスクマネジメントに関する責任者の明確化（リスクマネージャーの選任・配置）、リスクマネジメントに関する委員会を設置するなどの体制を整備している。
 - イ 事故発生時の対応と安全確保について責任、手順（マニュアル）等を明確にし、職員に周知している。
 - ウ 子どもの安心と安全を脅かす事例の収集が積極的に行われている。
 - エ 収集した事例をもとに、職員の参画のもとで発生要因を分析し、改善策・再発防止策を検討・実施する等の取組が行われている。
 - オ 職員に対して、安全確保・事故防止に関する研修を行っている。
 - カ 事故防止策等の安全確保策の実施状況や実効性について、定期的に評価・見直しを行っている。

<コメント>

園長を責任者として、リスクマネジメントの体制があります。事故発生防止マニュアルが整備され、様々な状況の対応が明記されています。AEDの設置もあります。毎年4月に救急対応訓練計画を作成し、毎月設定を変えて様々な救急に対応出来るように訓練を実施しています。安全チェックリストにより各種点検を行い、職員会議で検証をしています。現在、職員に対する安全確保・事故防止に関する内部研修は行っていないため、今後は必要と考えています。取組が期待されます。

第三者評価結果

38

Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。

b

【判断基準】

- a) 感染症の予防策が講じられ、発生時等の緊急時の子どもの安全確保について組織として体制を整備し、取組を行っている。
- b) 感染症の予防策が講じられ、発生時等の緊急時の子どもの安全確保について組織として体制を整備しているが、取組が十分ではない。
- c) 感染症の予防策が講じられていない。
- ア 感染症対策について、責任と役割を明確にした管理体制が整備されている。
- イ 感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を作成し、職員に周知徹底している。
- ウ 担当者等を中心にして、定期的に感染症の予防や安全確保に関する勉強会等を開催している。
- エ 感染症の予防策が適切に講じられている。
- オ 感染症が発生した場合には対応が適切に行われている。
- カ 感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を定期的に見直している。
- キ 保護者への情報提供が適切になされている。

<コメント>

感染症対策ガイドラインに基づいて、園の感染症対策を行っています。朝の受入れ時には、クラス担任が保護者と子どもの健康状態の情報共有を行っています。感染症の流行状況を園内に掲示し、保護者へ最新の情報を伝えています。毎日保育室、トイレ、洗面所、ランチルームなど子どもが使用する場所や玩具の消毒をし、食事前、外遊びから帰った時など手洗いの励行に努めています。保育中に発熱、咳、鼻水などの体調不良が見られた際は保護者へお迎えを要請して受診を促しています。感染症対応マニュアルは現在改定中です。感染症対策の責任者を明確にし、管理体制を整備されることが期待されます。

第三者評価結果

39

Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。

b

【判断基準】

- a) 地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。
- b) 地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を行っているが、十分ではない。
- c) 地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を行っていない。
- ア 災害時の対応体制が決められている。
- イ 立地条件等から災害の影響を把握し、建物・設備類、保育を継続するために必要な対策を講じている。
- ウ 子ども、保護者及び職員の安否確認の方法が決められ、すべての職員に周知されている。
- エ 食料や備品類等の備蓄リストを作成し、管理者を決めて備蓄を整備している。

- オ 防災計画等整備し、地元の行政をはじめ、消防署、警察、自治会、福祉関係団体等と連携するなど、体制をもって訓練を実施している。

<コメント>

災害対策マニュアルの整備があり、災害時の対応体制について明記しています。災害発生時の連絡体制表を職員室、事務室に掲示し、職員全員が常に確認出来るようにしています。避難訓練計画を策定し、毎月避難訓練や引き取り訓練を実施しています。浸水災害地域のため、避難確保計画を策定し、園内避難経路図や屋外避難経路図を作成しています。防災備蓄品管理簿を作成し、アレルギー対応の食品も準備し、定期的に見直しを行っています。安否確認の方法がまだ確立されていないため、今後の検討事項となっています。

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。

第三者評価結果

40	Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	b
----	---	---

【判断基準】

- a) 保育について、標準的な実施方法が文書化され、それにもとづいた保育が実施されている。
- b) 保育について、標準的な実施方法が文書化されているが、それにもとづいた保育の実施が十分ではない。
- c) 保育について、標準的な実施方法が文書化されていない。
 - ア 標準的な実施方法が適切に文書化されている。
 - イ 標準的な実施方法には、子どもの尊重、プライバシーの保護や権利擁護に関わる姿勢が明示されている。
 - ウ 標準的な実施方法について、研修や個別の指導等によって職員に周知徹底するための方策を講じている。
 - エ 標準的な実施方法にもとづいて実施されているかどうかを確認する仕組みがある。
 - オ 標準的な実施方法により、保育実践が画一的なものとなっていない。

<コメント>

人権擁護のための「よりよい保育のためのチェックリスト」を全職員が常に意識して、日々の保育実践を行っています。様々な手順書の用意があり、嘔吐処理などその都度必要な内部研修を行っています。年間指導計画、月間指導計画、週案、日案で自己評価をし、保育内容の振り返りを行い、見直しをして次へ繋いでいますが、プライバシー保護や権利擁護の記載が充分とはいえません。今後の対応が望まれます。

第三者評価結果

41	Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	b
----	---	---

【判断基準】

- a) 標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定め、仕組みのもとに検証・見直しを行っている。
- b) 標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定めているが、検証・見直しが十分ではない。
- c) 標準的な実施方法について、組織的な検証・見直しの仕組みを定めず、定期的な検証をしていない。
 - ア 保育の標準的な実施方法の検証・見直しに関する時期やその方法が組織で定められている。
 - イ 保育の標準的な実施方法の検証・見直しが定期的に行われている。
 - ウ 検証・見直しにあたり、指導計画の内容が必要に応じて反映されている。

- エ 検証・見直しにあたり、職員や保護者等からの意見や提案が反映されるような仕組みになっている。

<コメント>

マニュアル化されている以外の事が起こった場合は、週1回行われているクラス代表によるミーティングや月1回行われている職員会議で話し合いをしています。「よりよい保育のためのチェックリスト」を基に振り返りを行い、必要があればマニュアルや手順書の見直しを行っています。保護者からの意見は意見箱や面談時に聞き取りを行い、行事や保育の振り返りや見直しに繋げています。変更があった場合の仕組みを明文化していませんが、指導計画にも反映させ、職員、保護者へ文書やメールで伝えていきます。

Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。

第三者評価結果

42 Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成している。

a

【判断基準】

- a) アセスメントにもとづく指導計画を作成するための体制が確立しており、取組を行っている。
b) アセスメントにもとづく指導計画を作成するための体制が確立しているが、取組が十分ではない。
c) アセスメントにもとづく指導計画を作成するための体制が確立していない。

- ア 指導計画作成の責任者を設置している。
 イ アセスメント手法が確立され、適切なアセスメントが実施されている。
 ウ さまざまな職種の関係職員、必要に応じて保育所以外の関係者が参加して、アセスメント等に関する協議を実施している。
 エ 全体的な計画にもとづき、指導計画が作成されている。
 オ 子どもと保護者等の具体的なニーズ等が、個別の指導計画等に明示されている。
 カ 計画の作成にあたり、さまざまな職種の関係職員、必要に応じて保育所以外の関係者が参加しての合議、保護者の意向把握と同意を含んだ手順を定めて実施している。
 キ 指導計画にもとづく保育実践について、振り返りや評価を行う仕組みが構築され、機能している。
 ク 支援困難ケースへの対応について検討し、積極的かつ適切な保育の提供が行われている。

<コメント>

指導計画作成の責任者は園長です。入園時の個別面談で時間をかけて個々の子どもの身体状況や生活状況、ニーズを保護者から聞き取り、園として把握し、その情報を基に指導計画を作成しています。指導計画は保育士、栄養士、場合によって支援困難ケースは区役所保健師、療育センターとも連携を取る体制になっています。年間指導計画、月間指導計画、週案、日案とそれぞれに自己評価で振り返りを行う仕組みがあります。

第三者評価結果

43 Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。

b

【判断基準】

- a) 指導計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施している。
b) 指導計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施しているが、十分ではない。
c) 指導計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施していない。

- ア 指導計画の見直しについて、見直しを行う時期、検討会議の参加職員、保護者の意向把握と同意を得るための手順等、組織的な仕組みを定めて実施している。
 イ 見直しによって変更した指導計画の内容を、関係職員に周知する手順を定めて実施している。
 ウ 指導計画を緊急に変更する場合の仕組みを整備している。

- エ 指導計画の評価・見直しにあたっては、標準的な実施方法に反映すべき事項、子ども・保護者のニーズ等に対する保育・支援が十分ではない状況等、保育の質の向上に関わる課題等が明確にされている。
- オ 評価した結果を次の指導計画の作成に生かしている。

<コメント>

各クラスの年間指導計画は3ヶ月ごとに振り返りや見直しを担当、主任、園長で行っています。その結果は次の指導計画に反映され、職員会議で全職員に周知されます。保護者へは園だよりでお知らせしています。急な変更がある場合は職員にはメール配信で、保護者へは玄関に掲示や口頭で伝えています。指導計画の評価・見直しについては、標準的な実施方法に反映すべき事項、保育の質の向上に関わる課題を明確化するまでには至っていません。今後の取組として期待されます。

Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。

第三者評価結果

44

Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。

a

【判断基準】

- a) 子ども一人ひとりの保育の実施状況が適切に記録され、職員間で共有化されている。
 - b) 子ども一人ひとりの保育の実施状況が記録されているが、職員間での共有化が十分ではない。
 - c) 子ども一人ひとりの保育の実施状況が記録されていない。
- ア 子どもの発達状況や生活状況等を、保育所が定めた統一した様式によって把握し記録している。
 - イ 個別の指導計画等にもとづく保育が実施されていることを記録により確認することができる。
 - ウ 記録する職員で記録内容や書き方に差異が生じないように、記録要領の作成や職員への指導等の工夫をしている。
 - エ 保育所における情報の流れが明確にされ、情報の分別や必要な情報が的確に届くような仕組みが整備されている。
 - オ 情報共有を目的とした会議の定期的な開催等の取組がなされている。
 - カ コンピュータネットワークや記録ファイル等を通じて、事業所内で情報を共有する仕組みが整備されている。

<コメント>

日誌や指導計画、子ども一人ひとりの体重や身長などの健康状態を情報データ管理システムに入力しています。職員は随時確認することが出来、週1回の各クラス代表参加によるミーティングや全職員参加の月1回の職員会議でも共有され、情報に漏れがないようにしています。乳児クラスは連絡帳で毎日保護者へ園での様子を伝え、幼児クラスは写真付きの保育記録を作成して玄関に掲示し、送迎時に保護者が確認出来るようにしています。記録は園長、主任が確認していますが、書き方の指導は十分に実施ができていません。今後の取組が期待されます。

45

Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。

b

【判断基準】

- a) 子どもに関する記録の管理について規程が定められ、適切に管理が行われている。
- b) 子どもに関する記録の管理について規程が定められ管理が行われているが、十分ではない。
- c) 子どもに関する記録の管理について規程が定められていない。
- ア 個人情報保護規程等により、子どもの記録の保管、保存、廃棄、情報の提供に関する規定を定めている。
 - イ 個人情報の不適正な利用や漏えいに対する対策と対応方法が規定されている。
 - ウ 記録管理の責任者が設置されている。
 - エ 記録の管理について個人情報保護の観点から、職員に対し教育や研修が行われている。
 - オ 職員は、個人情報保護規程等を理解し、遵守している。
 - カ 個人情報の取扱いについて、保護者等に説明している。

<コメント>

入園時に保護者へは個人情報の取り扱いについて説明し、同意書を取り交わしています。個人ファイルは鍵のかかるキャビネットに保管されています。運営規程に秘密保持として、個人情報の取り扱いについて説明があり、個人情報の記録の保存期間の明記があります。個人データについては規定の定めがあり、職員は遵守しています。職員は入職時に個人情報に関する説明を受けていますが、その後は内部研修や定期的な教育の機会はありません。検討が望まれます。



株式会社フィールズ

〒251-0024 藤沢市鵜沼橋1-2-7 藤沢トーセイビル3F

TEL:0466-29-9430

Mail:hyouka@fieldsshonan.jp